

## 居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書（（看護）小規模多機能型居宅介護）

[illegible]

(注意) 1 この届出書は、要介護認定の申請時に、又は居宅サービス計画の作成を依頼する事業所が決まり次第速やかに廿日市市へ提出してください。

2 居宅サービス計画の作成を依頼する（看護）小規模多機能型居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入の上、必ず廿日市市へ届けてください。届出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。